

通販トラブルに注意を！

「インターネットを利用中に流れた広告を見て注文した商品が届いたが、不良品、違う商品、数量が違うなどのことがあり、送り状に記載されていた返品センターに電話しても話中でつながらず、返品、返金に対応してもらえない」といったトラブルが全国的に発生しています。

注文する前に、次のことに注意しましょう

- 1 高性能をうたっている広告をうのみにしない。
- 2 有名企業や有名大学との共同開発などとうたっていたら、本当に信頼できる情報かどうか、その企業や大学の公式ホームページを確認する。
- 3 「2台買えばお得」や「今がお得」など「お得」という言葉に惑わされない。
- 4 注文する品物についてインターネットで検索してみる（注意喚起などが出されていることがあります）。

「闇バイト」は絶対にやめましょう

問十和田警察署 ☎0176-23-3195
警察安全相談 ☎#9110

「闇バイト」とは、報酬と引き換えに犯罪に加担することを指します。SNS（InstagramやX）やインターネット掲示板などで「短時間で高収入」「簡単に稼げる」といった甘い言葉で誘い込まれ、アルバイト感覚で応募し、強盗などの実行犯として検挙される事例が発生しています。

闇バイトに手を出さないために

裏バイト、高額、即日現金、書類を受け取るだけなどの言葉に十分注意してください。安易に高額収入を得られるアルバイトは存在しません。

一度でも関わってしまうと

応募時に送った顔写真や住所が犯罪組織に把握されるため、逃れることは困難です。犯行に加担させられた後、組織からは「使い捨て（捨て駒）」として扱われ、切り捨てられます。

もし申し込んでしまったら

一人で抱え込まず、速やかに最寄りの警察署へ相談してください。

あなたの街の

法律相談

～第80回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「相続手続き いつまでに何を？」についてです。

問まちづくり支援課 ☎0176-51-6777

Q 家族が亡くなったとき、まず何をすればよいでしょうか。

A 最初に必要なのは死亡届の提出です。故人の本籍地が死亡地、または死亡届を提出する人の住所地の市区町村役場に提出してください。死亡届の提出期限は、死亡を知った日から7日以内です。

Q 故人の預金口座から預金を引き出せなくなりました。

A 金融機関が死亡を知ると、口座が凍結され、引き出せなくなります。まず、遺言書があるかどうか確認してください。遺言書がなければ、相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書が必要になります。また、いずれの場合にも故人や相続人の戸籍謄本が必要です。この戸籍の取得が大変なので（故人の戸籍は出生から死亡まで）、相続人が多い場合は、弁護士や司法書士に依頼することもあります。

Q 遺産の中に不動産があります。

A 現在、相続による不動産の名義変更（相続登記）は義務化されており、相続を知った日から3年以内に行う必要があります。一般の人が登記手続を行うのは難しいので、司法書士に相談・依頼してください。

Q 相続税を納める必要がありますか。

A 相続税の申告・納付は、相続を知った日の翌日から10カ月以内です。もっとも、基礎控除額（3,000万円+600万円×法定相続人数）があるため、例えば、相続人が妻と子1人の場合、4,200万円までは相続税はかかりません。そのため、実際には納税対象となるケースは多くありません。その他にも特例がありますので、遺産が基礎控除額を超えそうな時は、税理士に相談してください。

Q 故人に借金があることが分かりました。

A 場合によっては相続放棄を検討することになるかもしれません。相続を知った日から3カ月以内に家庭裁判所で手続を行う必要があります。判断に迷ったら、弁護士や司法書士に相談してください。

（文責 弁護士 十枝内 亘）弁護士法人 十枝内総合法律事務所 ☎0176-21-4005